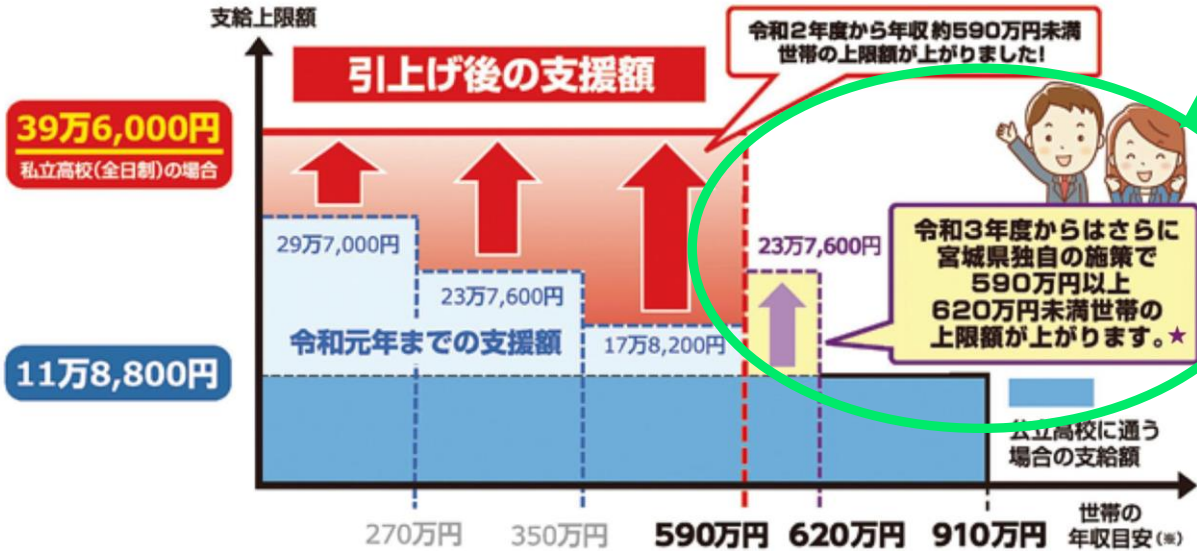


令和
2年度
から

私立高校の授業料実質無償化が スタートしています!

高等学校等就学支援金(返還不要の授業料支援)の制度改正で、
さらに私立高校に通う生徒への支援が手厚くなりました!

上乗せ補助



※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。
★保護者が宮城県在住の場合

対象となる方の判定基準について

令和3年7月分以降(新しい判定基準)

○次の計算式(両親2人分の合計額)により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

上記による算出額 < 154,000円 → 支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
< 304,200円 → 支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。
※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

文部科学省のwebサイトには、各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。

